# ぶらりあびこ散策②

みなさん、こんにちは。今回は、水神山古墳から400mほど東 にある高野山桃山公園をご案内します。ここは、平成22年3月に 整備された比較的新しい公園です。桃山というのは、土地の長老 によれば、その昔、桃の花が咲き零れる山だったということから 命名されました。桃の花に囲まれたこの場所を想像すると、まさ にむかしばなしさながらの風景が思い浮かぶようです。

桃山公園には、別の顔もあります。ひとつは、"古墳発掘の地"。 公園を作るにあたり調査を行ったところ、前原古墳が発掘されま した。これまで市内最古と考えられていた4世紀末の水神山古墳 を100年以上も遡る3世紀中ごろの方墳が2基、見つかったので す!残念ながら棺などは既に失われ、副葬品も出土しませんでし たが、我孫子の歴史がまた少し紐解かれた瞬間となりました。

そして、もう一つの顔、それは"ゼロポイント"。アマチュアカ メラマンのあいだでは、長いこと、この愛称で親しまれてきたこ

とをご存じでしょうか。広 い手賀沼を見渡せるこの台 地の先端部は、絶好の撮影ポ イントとして知られ、幾百も の目がレンズを通して手賀 沼を見てきたその場所なの です。夜明けの手賀沼を眼 下に望めば、時代を超えて "手賀の海"を感じることが できます。



▲ゼロポイントから(今村詮さん撮影)

### 環境レンジャーネイチャーイン

## 第「動く塗り絵・パタパタ工作教室」

**日時** 2月22日出午後2時~4時

場所 手賀沼親水広場水の館・3階研修室

内容 アカショウビン、ミサゴ、オオムラサキを塗り絵し、ハサミで切り取り

±.....

ストローなどの材料を使い 羽ばたくように工作します。 定員 先着20人(小学生以

下は保護者同伴)

費用 無料

持ち物 飲み物

申・問 手賀沼課・内線468



市民の皆さんが選んだ「我孫子の いろいろ八景」其の二を音楽・映像 とともに発表します。「新しい我孫子 の魅力」をお楽しみください。ご来 場の皆さんにガイドブック「我孫子 のいろいろ八景見聞綴り 其の二」 を配布します。



▲寿下ハケの道(昭和37年)

日時 2月22日出午後2時~(1時30分開場)

場所 けやきプラザ・ふれあいホール

定員 先着551人 費用 1000円 (全席自由)

内容 第一部:我孫子のいろいろ八景発表会(まちなみ 八景、八ケの道八景、斜面林・田園八景)、第二部:八景 コンサート 構成・演出…大久保光哉、出演…大久保光哉、

塚本江里子、あびこ少年少女合唱団、徳永洋明(ピアノ)

**チケット販売** 福祉ショップ&軽喫茶ぽぽら(☎7165-2321)、㈱東京 事務器 (☎7188-3000)、㈱写真のおちあい (☎7189-1515)、ブック エースあびこ店(☎7165-4433)

間 都市計画課景観推進室☎7185-1529

#### 人と猫との共生 問 手賀沼課・内線 468

一度飼育した猫を一生涯飼い続けることは、飼い主の責任です。どうして も飼育ができなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。不幸な命を 生み出さないためにも、皆さんでルールを守りましょう。

- ・事故や感染症から猫を守るため、屋内で飼いましょう。
- ・万一の事故や迷子を防ぐため、身元の表示をしましょう。
- ・繁殖予防・感染症予防のため不妊・去勢手術をしましょう。

### 「飼い主のいない猫」への餌やりについて

善意から「飼い主のいない猫」に餌を与えることは悪いことではありませ ん。しかし、不妊・去勢手術をしていない猫が餌場周辺に集まると子猫が生 まれ、「飼い主のいない猫」がさらに増加してしまいます。そのような状況 を防ぐためにも、餌を与える場合は次のことを行ってください。



ゼ

口

ポ

桃

①不妊・去勢手術②餌の後片付け③トイレなどを設置・フンの始末

④周辺住民の理解を得る努力⑤地域でのルール作り

### 動物愛護管理法が一部改正されました

#### ①終生飼養の徹底

- ・動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養するこ と(終生飼養)が明記されました。
- ・動物取扱業者の責務に、販売が困難になった動物の終生飼養を確保するこ とが明記されました。
- ・都道府県等は、終生飼養に反する理由による引き取り(動物取扱業者から の引き取り、繰り返しての引き取り、老齢や病気を理由として引き取り等) を拒否できるようになりました。

#### ②動物取扱業者による適正な取り扱いの推進

- ・これまでの「動物取扱業」は「第一種動物取扱業」という名称に変更され
- ・犬および猫を販売する第一種動物取扱業者(犬猫等販売業者)は、犬猫等 健康安全計画の策定、個体ごとの帳簿の作成・管理、毎年1回の所有状況報告 が義務付けられました。
- ・第一種動物取扱業者(哺乳類、鳥類、爬虫類の販売を業として営む者) は、販売に際してあらかじめ、購入者に対して現物確認・対面説明をするこ とが義務付けられました。
- ・幼齢の犬猫の販売制限が設けられました。
- ・飼養施設を有し、一定数以上の動物を非営利で取り扱う場合(譲渡・展示 等)には、第二種動物取扱業として届出が義務付けられました。

### ③罰則の強化

- ・愛護動物の殺傷…2年以下の懲役、又は、200万円以下の罰金
- ・愛護動物の虐待・遺棄…100万円以下の罰金
- ・無登録で第一種動物取扱業を営んだ者…100万円以下の罰金
- ※猫など愛護動物を捨てることは犯罪です。動物を捨てている方を見つけた ら、または虐待されている動物を見かけた場合は警察に通報してください。
- 間 松戸保健福祉センター☎047-361-2121

### 鳥の博物館へ行ってみよう!



## 「鳥の死体は語る一解剖してみて分かることー」

**日時** 2月8日出午後1時15分~1時45分(1時開場)

場所 2階多目的ホール

テーマトーク

内容 標本作りには欠かせない解剖作業。解 剖してみて初めてわかる情報や鳥の死体が語 るさまざまな事柄を紹介します。

講師 岩見恭子さん((公財)山階鳥類研究所自然 誌研究室研究員)

定員 当日先着50人

参加費 無料(ただし入館料がかかります)

申込 不要

